

📷 8月定例会のご案内

「上河さんのレベルアップ講座③」、「ネット決済」他

◇上河さんのレベルアップ講座③

前回のレベルアップ講座に引き続き、マーカーなどのガイドを使っの「気持ち良い」構図での撮影についてです。しっかりマスターして、レベルアップしましょう！

◇ネット決済（LinePay他）を使った集金方法
複数のお客様からの集金方法で、集金袋を使っている会員が多いと思います。最近はお客様からの要望もあるようなので、ネット決済を利用した方法について意見交換をしたいと思います。

次回定例会は

2022年 8月25日（木）19時～21時

勉強会のネタ（募集中です！）

- ・ビデオの事業継承・後継者について（赤岡）
（会員個人の場合とビズネット全体の場合含めて）
- ・ホールを借りて音声収録（菅澤）
- ・ネット配信のやり方（赤岡）
- ・ICレコーダーの設定方法（脇田）
- ・スイッチングとパラ撮影（脇田）
- ・インカムは必要か？（脇田）

👥 7月定例会のご報告

「インボイス制度」、「電子帳簿保存法」について

7月定例会参加者

吉岡、高橋、佐藤、上河、赤岡、菅澤、野上、脇田

ZOOM定例会に、大森会計事務所の3人の税理士さんをお招きしての、「インボイス制度」（インボイスとは英語で「請求書」の意）、「電子帳簿保存法」についての勉強会でした。内容は主に以下の通りです。

◇「インボイス制度」（松井さん）

- ・一般消費者から納税されるまでの消費税の流れ
- ・インボイス登録をして課税事業者になるか、免税事業者のままでいるか、メリットデメリット
- ・インボイス登録をする場合の申請期限とスケジュールについて

◇「電子帳簿保存法」（齊藤さん）

- ・経理のデジタル化に伴う、電子帳簿保存についての説明。
- ・この法律によって、令和6年（2024年）1月1

日以降は、経理書類やデータについてはデジタルデータとして保存しなければならない。

- ・デジタル化によるメリット

◇まとめ（所長の大森さん）

松井さんと齊藤さんに「インボイス制度」と「電子帳簿保存法」について詳細でわかりやすい説明と質疑応答が終了した後、所長の大森さんより、両制度法律導入によって、何がどう変わり、我々はどう対応しなければならないか、について総合的に説明していただきました。

（会員コラムの次頁以降、当日使用したレジュメを掲載しました。）

以上敬称略 文責：脇田

✍️ 会員コラム

吉岡さん「よっしーの妄想が捗ります（4）」
（文責各筆者）

よっしーの 妄想が捗ります (4)

綺麗さ。

※個人的な見解。半分くらいは合ってると思います。ご意見、ご指摘、お待ちしております。

アソシネット株式会社 吉岡

2022年8月1日

やっぱりさあ、綺麗に撮りたいじゃん。き・れ・い・に・撮りたいじゃーん！

宝くじを当てて、高いビデオ、高いレンズを買いなさいね、ってなると、もう、身も蓋もないので。今、自分にできることを考えよう？

綺麗さの要素として、まずは、ゲインがあるよね。スチルだと ISO 感度。

電気信号を増幅してる。ISO 100→200 は、2 倍に増幅。1000 だと、10 倍に増幅だ。

え!? 怖っ!! ……って ならないか(笑)

何はともあれ、ゲインは小さければ、ノイズが少ないので、これについてはあまり異論はないだろうね。ゲインがこの値なら、ノイズはこのくらい、という見極め。カメラを買って、最初の方にチェックしておきたい。

さて、ここからが本題。アイリス(絞り)について。

アイリスってさ、ビデオだと、明るさの調整に使われるじゃん。

スチルをやってきてると、まず、これが一番のカルチャーショック。え!? 怖っ!! ……って なるよね？

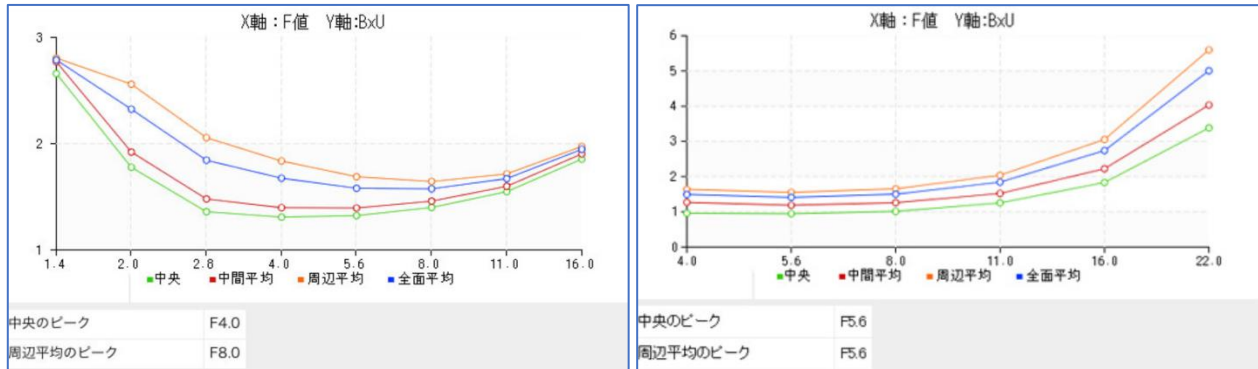
スチルの絞りって、背景をボカすか どうかだからさ。明るさの調整は、シャッタースピードじゃないの？ って。

ビデオの場合は、シャッタースピード固定って普通だからね。そもそも、センサーサイズの小さいビデオカメラは、そんなにボケないし。

え？ピントがずれてボケる？ 知らん、それはどうにかしてくれ。

そうは言っても、ビデオでも、何となく経験や知識で、開放(絞りを最小)は映像が甘くて、逆に絞り過ぎると小絞りボケができる、って思ってるじゃん。

ガンレフっていう写真投稿サイトで、今は、システムが新しくなって見ることはできないんだけど、下図のような、スチル用のレンズの性能テスト表が、昔は載ってたさ、



上図は、レンズの解像度を示すグラフで、小さいほど解像度が良いという図になる。

どこまで信頼できるデータなのかは、わからないんだけど、どのレンズも、だいたい似た傾向なんだ。要するに、F4.0~F8.0が一番「解像感」が高い。

なので、私はスチルで、写真を綺麗に撮りたいとき、絞りを5.6に設定して撮ってる。

で、ビデオだって、レンズを使って撮ってる以上、同じような傾向にあるんじゃないか、と思ってて、アイリスで4.0~5.6くらいの値で撮れば、綺麗に撮れるんじゃないかなー、って思ってる。

ただ、室内で5.6って、けっこう絞ってる感覚はあるから、ゲインを不用意に上げると、映像がザラついて、本末転倒でさ。アイリス、4~5の幅ができるくらいの、ギリギリのゲインを設定してる。

以前のカメラってゲインを上げるとノイズが出ちゃって、昔、使ってたZ7Jも、絵は綺麗だって言われてたけど、今見ると、ゲインを上げるとノイズがすごい気になる。

今は5Rを使って、ゲインを同じように上げて、あまりノイズが気にならない。センサー自体も進歩してるんだろうけど、たぶん、ソフトウェア部分のノイズリダクション処理が、昔のものよりも良くなってんじゃないかなー、って思うね。ホントのところは、どうか わからんけど。

というわけで、まったく保証はできないけど、興味があったら試してみてね。

消費税

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、
インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください



令和4年7月13日

大森税理士事務所

インボイス制度とは？

★消費税に関する制度！

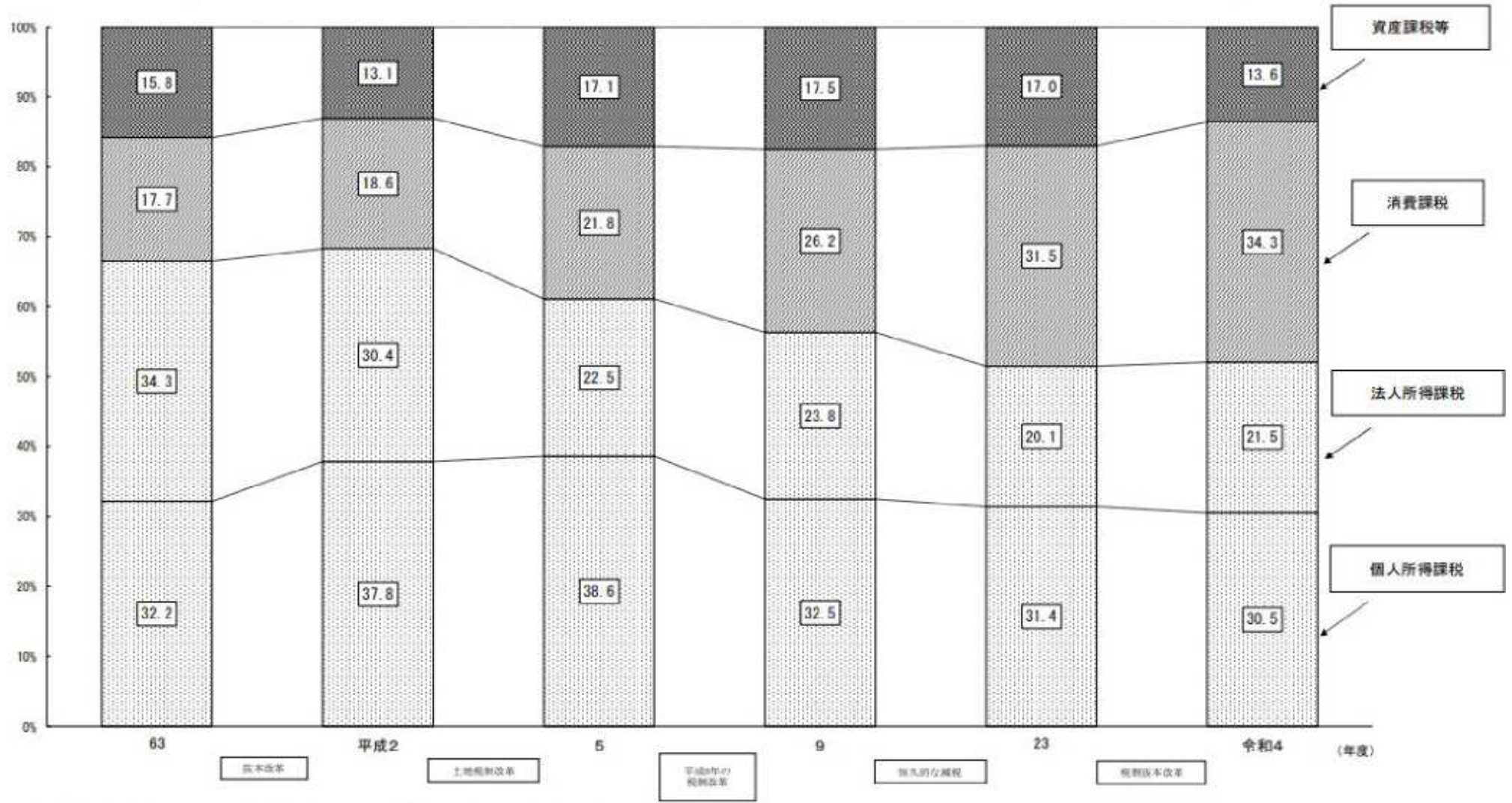
★小規模事業者（免税事業者）の生活が

脅かされる可能性がある制度！

（仕事の取り方、出し方に影響が… 経営に関わる制度です）

所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税+地方税）

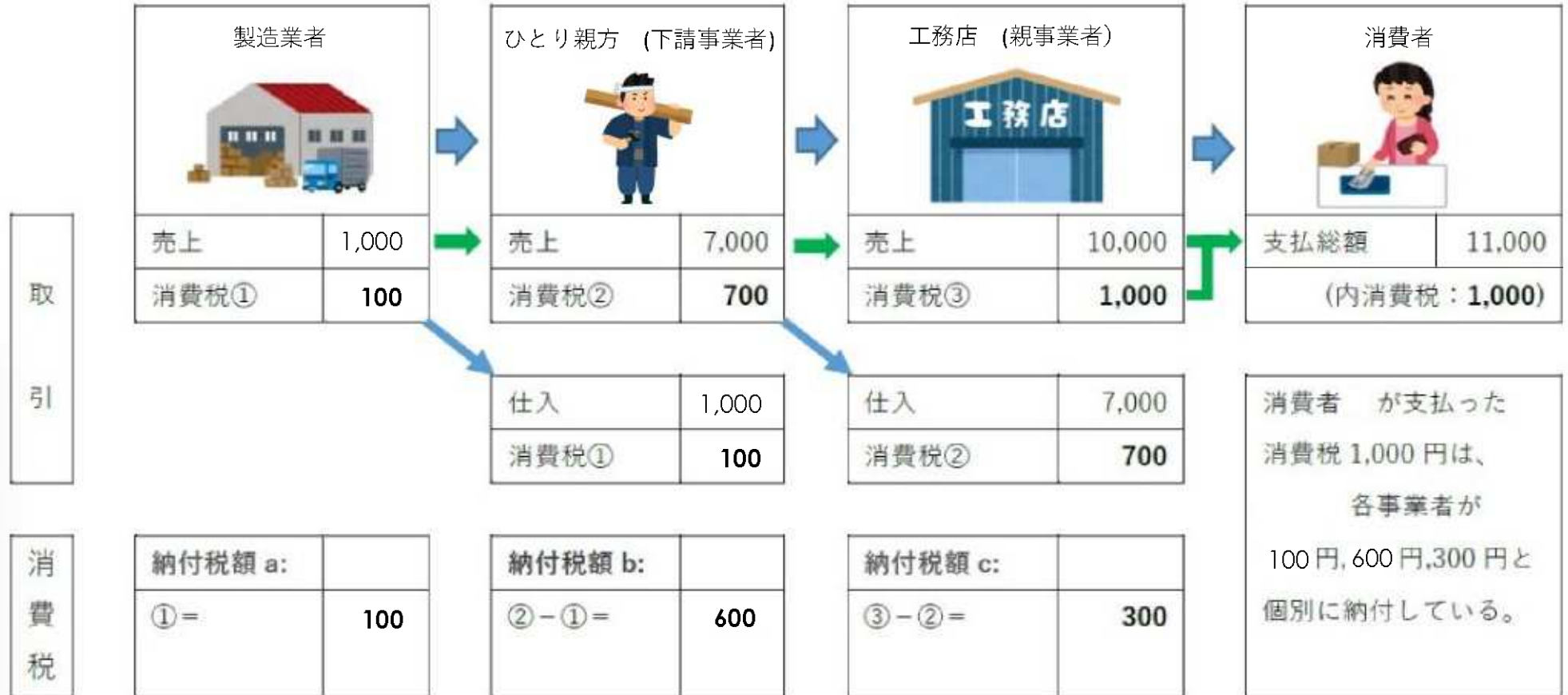
各税目を個人所得課税、法人所得課税、消費課税、資産課税等に分類した上で、その税収が総税収（国税+地方税）に占める割合を表しています。



(注) 1. 平成23年度までは決算額、令和4年度については、国税は予算額、地方税は見込額による。
 2. 所得課税には源泉性所得に対する課税を含む。

消費税の仕組み

消費税は、事業者負担を求めものではなく、税金分は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的に商品やサービスを受け取る消費者が負担することとなります。

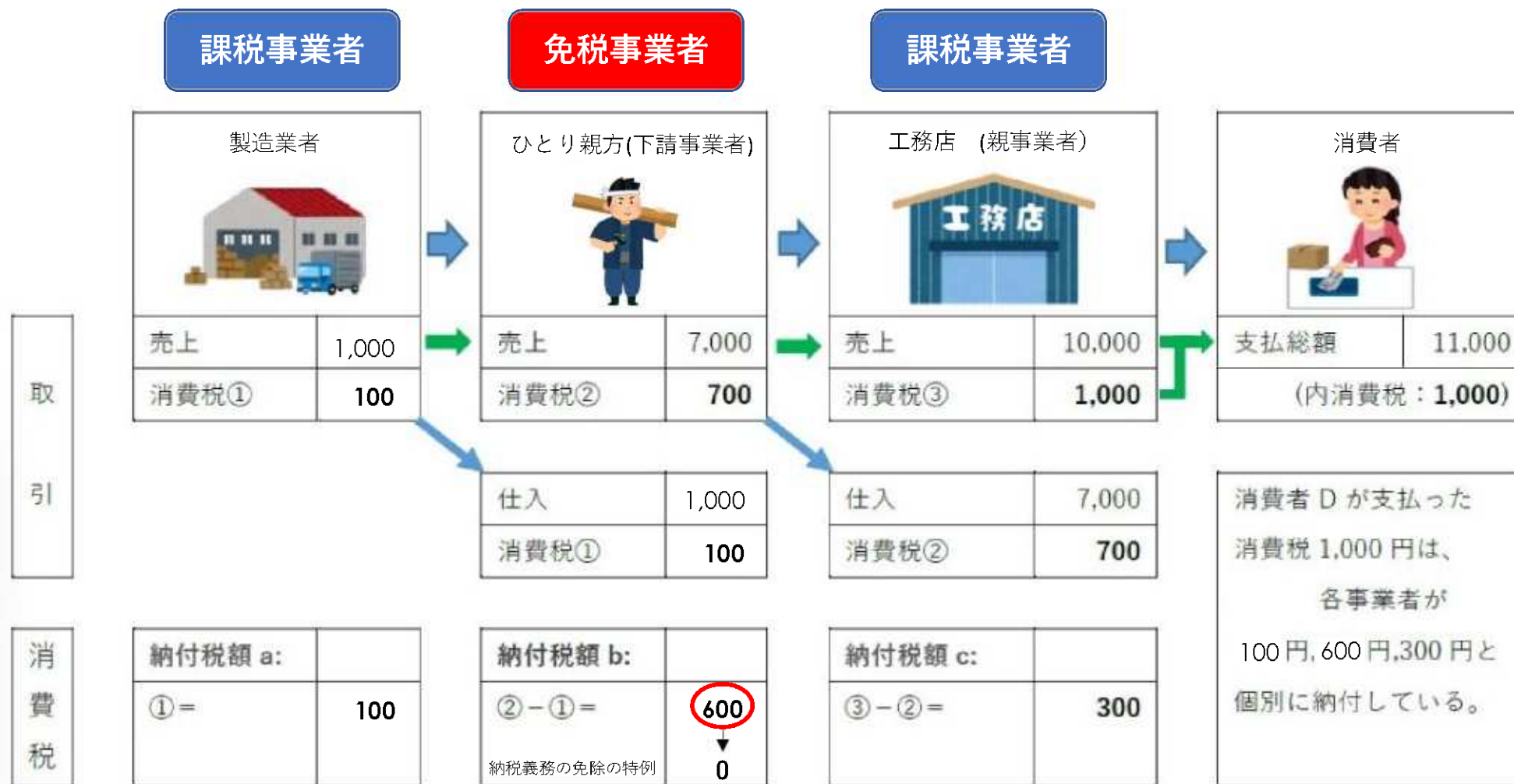


※消費税10% (消費税+地方消費税) の例。単位:円

国税庁	納税	納税	納税	合計
	100	600	300	1,000

課税事業者： 消費税を納付する義務がある事業者（課税売上高1000万円超）

免税事業者： 消費税の納税を免除されている事業者（課税売上高1000万円以下）

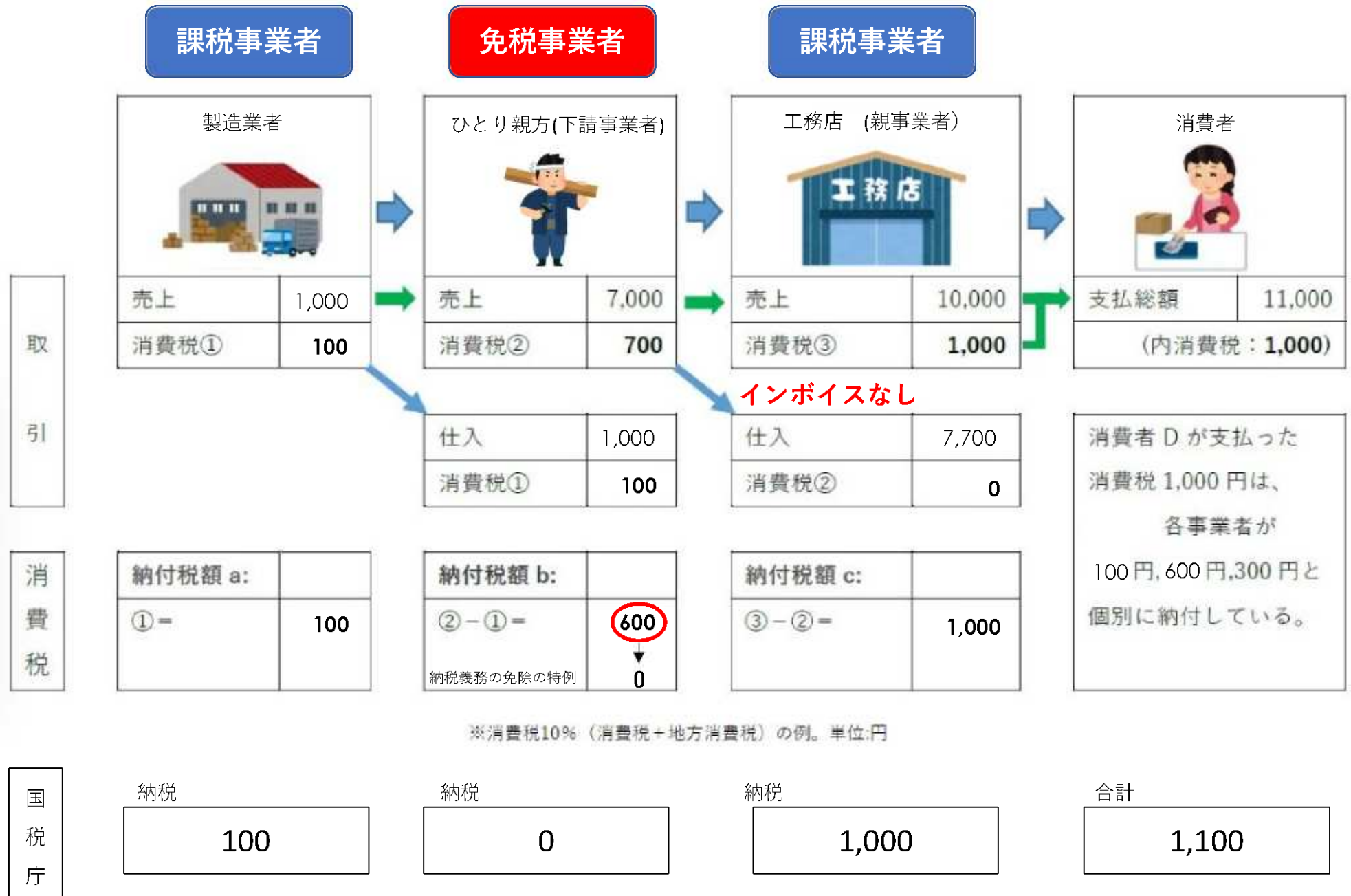


消費者 D が支払った消費税 1,000 円は、各事業者が 100 円, 600 円, 300 円と個別に納付している。

※消費税10%（消費税+地方消費税）の例。単位:円

国 税 庁	納税	納税	納税	合計
	100	0	300	400

インボイス制度導入後



R05.09月まで（現状）

R05.10月～（インボイス導入後）



※消費税10%（消費税+地方消費税）の例。単位:円

納税

0

納税

300



※消費税10%（消費税+地方消費税）の例。単位:円

納税

0

納税

1,000

免税事業者に支払った消費税は控除できない

免税事業者（ひとり親方）
課税事業者（工務店）

納付税額 変更なし
納付税額 300 ⇒ 1,000

インボイス制度開始前の税額 300
免税事業者の消費税 700
1,000

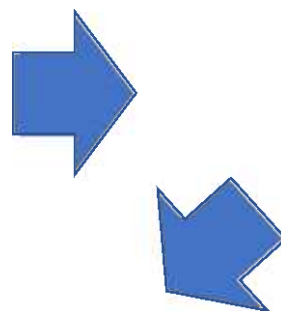
→ ひとり親方の消費税を肩代わりして支払うことになる！

課税事業者の皆さん、

R05.10月以降の免税事業者との取引はどうされますか！

免税事業者と取引をすると

- ・消費税の納税額がUP!
- ・消費税分、利益がDOWN!



それなら消費税分、値引きしてもらおう!

消費税転嫁対策特別措置法 (R3.3.31失効)

- ・消費税の転嫁を拒む行為等の禁止
減額・買ったとき

商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること

商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否すること

Q1 消費税転嫁対策特別措置法が失効した後に、取引の相手方に対して、対価の額から消費税増税分を差し引いて支払うこととした場合、問題となりますか。

A 消費税転嫁対策特別措置法が失効した後に行われた行為であっても、取引上優越した地位にある事業者が取引の相手方に対し、自己の取引先に消費税率引上げ分を転嫁できていないことなどを理由に、一旦決めた対価を一方的に値引きするといった行為を行う場合は、優越的地位の濫用として独占禁止法に違反するおそれがあります（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。

また、下請法上の下請取引において、親事業者が下請事業者に対して、自己の取引先に消費税率の引上げ分を転嫁できていないことなどを理由として、下請代金から消費税率の引上げ分の全部又は一部を差し引いて支払う行為や、自己の取引先から消費税率の引上げ分の支払がなかったことなどを理由として、既に支払った消費税率の引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき下請代金の額から減額するといった行為は、下請代金の減額として、下請法上、問題となります（下請法第4条第1項第3号）。

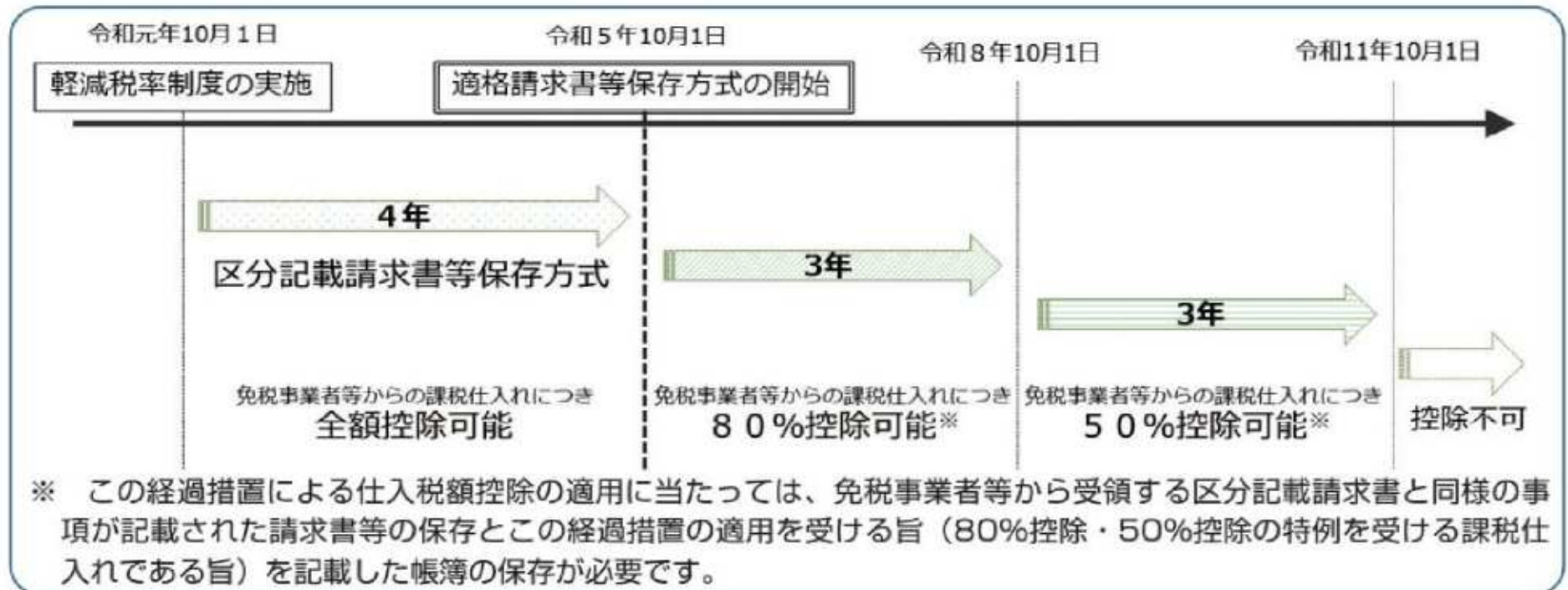
免税事業者とは
取引をしたくないな…



親事業者

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



免税事業者の皆さん、 R05.10月以降の対応どうされますか！

課税事業者になると

- ・今まで得をしていた消費税を納税する必要あり
- ・今まで得をしていた消費税分、利益がDOWN！

免税事業者

課税事業者

ひとり親方(下請事業者)	
	
売上	7,000
消費税②	700

ひとり親方(下請事業者)	
	
売上	7,000
消費税②	700

仕入	1,000
消費税①	100

仕入	1,000
消費税①	100

納付税額 b:	
② - ① =	600
納税義務の免除の特例	0

納付税額 b:	
② - ① =	600

消費税納税額

0

600

利益

7,700 - 1,100 = 6,600

7,000 - 1,000 = 6,000

課税事業者にならないと

- ・売上先の課税事業者が取引を継続してくれるのか不安

今まで通り、仕事を受注することができるのだろうか



下請業者

納税額を抑えられる？「簡易課税制度」とは

「課税売上高が5,000万円以下であること」

「事前に簡易課税の選択届出を行うこと」

ひとり親方 (下請事業者)	
	
売上	7,000
消費税②	700
仕入	1,000
消費税①	100
納付税額 b:	
② - ① =	600

「本則課税」
の場合は、600

建設業の場合

- ・ 主要な建設資材を自己調達して行う場合…第3種
- ・ 主要な建設資材を元請から有償支給を受ける場合…第3種
- ・ 主要な建設資材を元請から無償支給を受ける場合…第4種

例)

事業区分		みなし仕入率
第1種事業	(卸売業)	90%
第2種事業	(小売業、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業に限る))	80%
第3種事業	(農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、 鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業)	70%
第4種事業	(第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業及び 第6種事業以外の事業)	60%
第5種事業	(運輸通信業、金融業及び保険業、 サービス業(飲食店業に該当するものを除く))	50%
第6種事業	(不動産業)	40%

預かり消費税	みなし仕入	納付税額
700	630	70
700	560	140
700	490	210
700	420	280
700	350	350
700	280	420

インボイス制度って何？ 適格請求書ってどんなもの？

- 制度の導入時期.....令和5年10月1日
- 導入の目的...取引における消費税額を正確に把握するため
- 影響がある方.....課税事業者と、課税事業者と取引のある免税事業者
- 導入による影響.....課税事業者はインボイス（適格請求書）の発行が義務付けられる
- インボイスを発行するためには.....適格請求書発行事業者になるための申請が必要
- 登録申請先.....管轄地の税務署

インボイス制度

インボイス制度とは、消費税の仕入税額控除をインボイスの発行または保存によって受けることができるようになる制度

インボイス（適格請求書）

～ 請求書の対応例 ～

※ **下線部**は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

① 交付先の相手方（売上先）の氏名又は名称

② 取引年月日

③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び**適用税率**

④ 売手（当社）の氏名又は名称及び**登録番号**

⑤ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

⑥ **税率ごとに区分した消費税額**

Point

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割りばし	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円

※ 軽減税率対象

8%対象 15,000円	消費税1,200円
10%対象 3,000円	消費税 300円

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、上記（①から⑥）の記載事項を満たしたものであれば**インボイスになります**（請求書に限られません）
- ▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません** どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**
- ▶ **売上先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します**

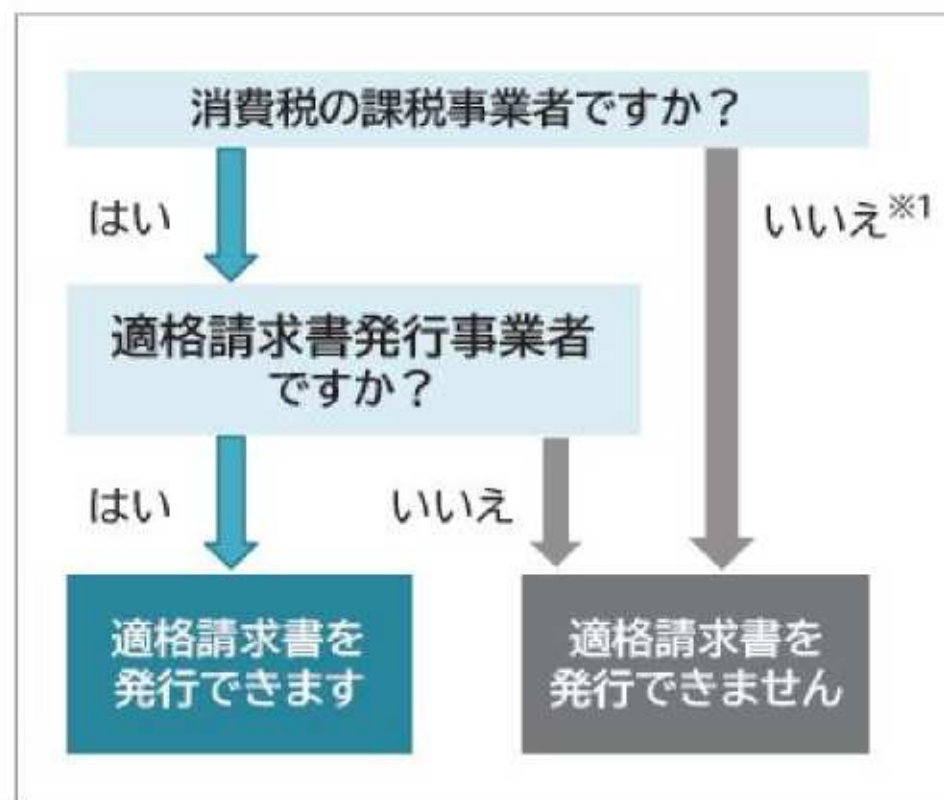
まずは登録申請から

最後に登録申請についてご案内します。インボイス制度が始まる令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になるには、申請手続きを令和5年3月31日までに行わなくてはなりません。

適格請求書発行事業者になる条件は

課税事業者でなければ、適格請求書発行事業者となるための登録申請をすることはできません^{※1}。また、手続きをしない限り、課税事業者であっても適格請求書発行事業者とはならず、発行もできません。

なお、適格請求書発行事業者である間は、例え基準期間の課税売上高が1,000万円以下となったとしても、免税事業者にはなりません。適格請求書発行事業者は、必ず課税事業者となる点にも注意しましょう。



^{※1} 消費税の免税事業者も、課税事業者となることで適格請求書発行事業者の登録申請が可能です。この場合、適格請求書発行事業者である間は、課税事業者として消費税の申告納税義務が発生します。

登録申請のスケジュール


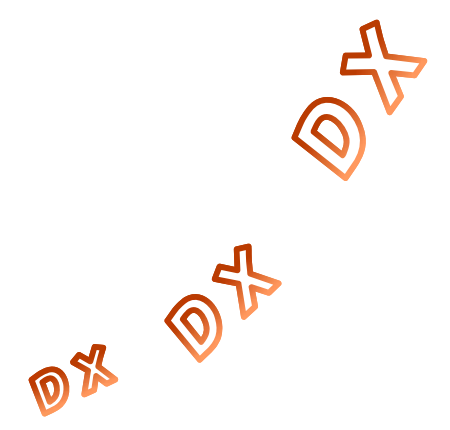
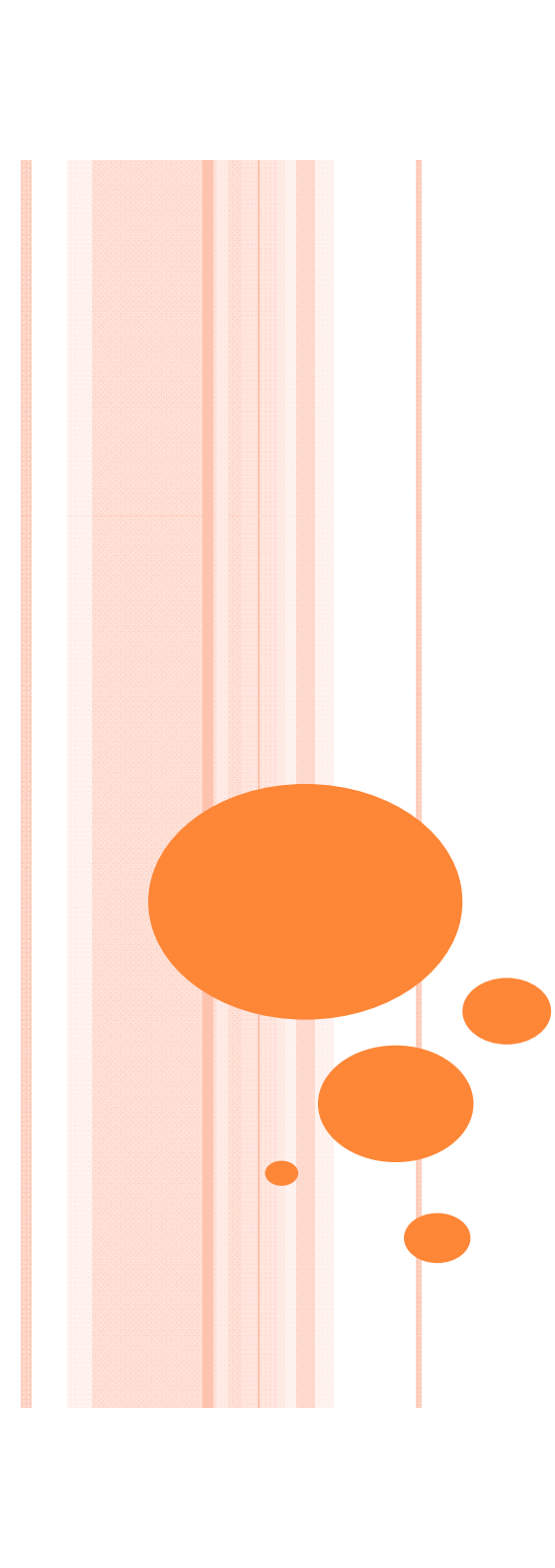


【例】免税事業者である個人事業者や12月決算の法人[※]が、令和5年10月1日から登録を受け
る場合で、令和5年12月期から簡易課税制度を適用するとき

※ 令和3年12月期（基準期間）の課税売上高が5,000万円以下の事業者

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日)	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

消費性簡易課税制度選択提出書の提出期限
(令和5年12月31日)
令和5年12月期から適用を受ける旨を記載して提出



DX

新たな価値
の創造

DX(デジタルトランスフォーメーション)とは
デジタル技術を使ってこれまでにない
ビジネス・モデル(企業価値)を展開すること

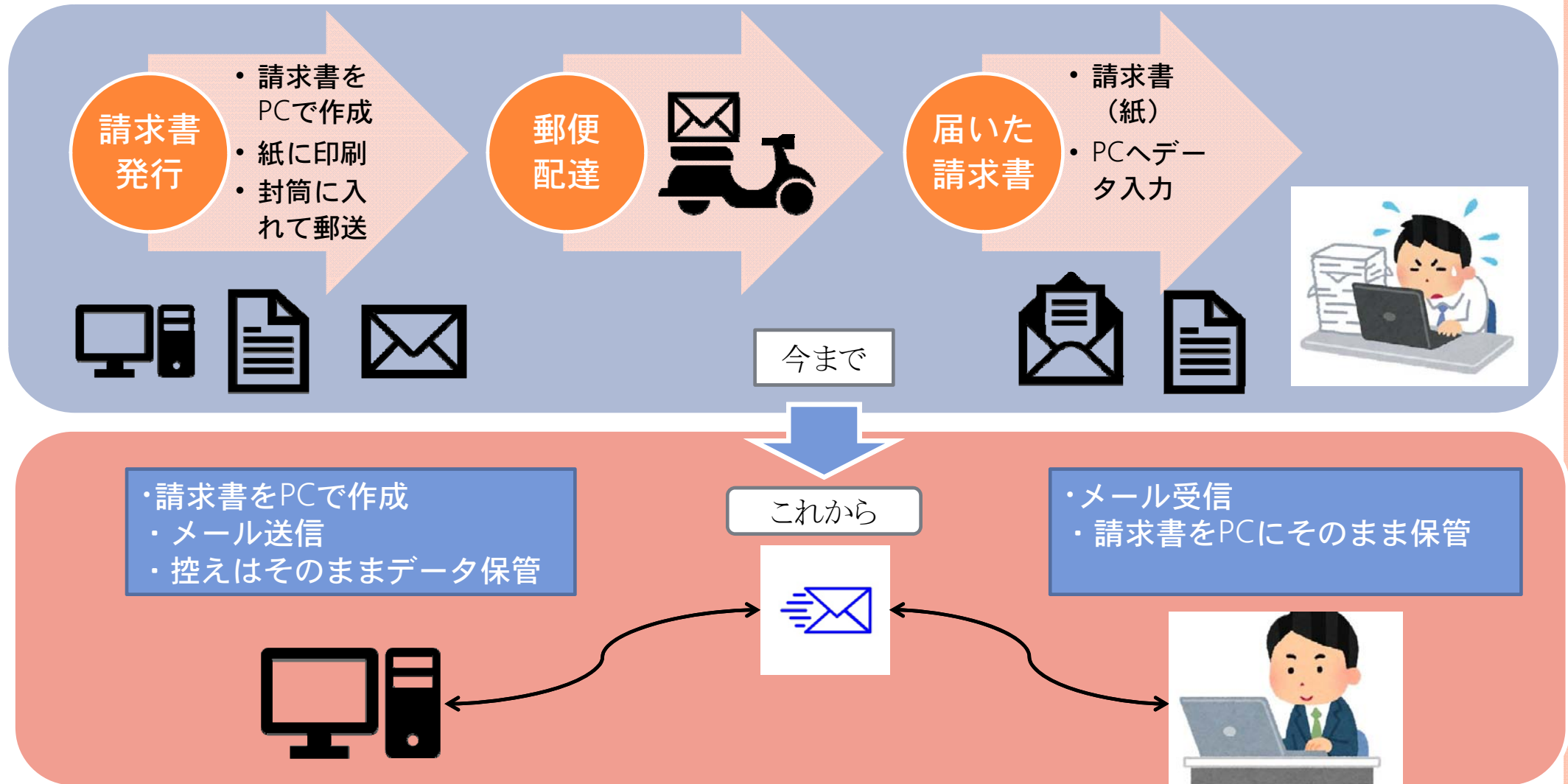


経理のデジタル化

電子帳簿保存を有効活用しよう

令和4年7月13日
大森税理士事務所

1. デジタルはデジタルのまま!!



2. 電子取引とは？

- ①見積書、注文書、請求書をメールで受け取っている
- ②楽天、Amazon、Yahoo、モノタロウから物を買っている
- ③クレジットカード決済を利用している
- ④スイカ、ナナコ、PayPay、d払い、楽天payを利用している
- ⑤インターネットバンキングを利用している
- ⑥請求書データをUSBでやりとりしている
- ⑦スマホで撮った納品書の画像をLINEで送っている



これらはすべて
電子取引データに
該当します



令和6年1月1日以降の取引から紙ではなく
データのままで保存する必要があります

「電子帳簿保存法」



3. 会計ソフトのデータ連携機能がどんどん進化

会計ソフトの仕訳取込 (AI学習機能)

インターネットバンキングからデータ取込

日付指定: 令和 04 年 02 月 01 日 ~ 令和 04 年 02 月 28 日



取引日	受入金額(円)	払出金額(円)	詳細1	詳細2	現在(貸付)高
20220202		50,000	振込	ユ)サイトウショウジ	313,710
20220202		165	料金		313,545
20220202		4,270	送金	大塚商会	309,275
20220208		45,650	振込	NTTファイナンス	263,625
20220208		165	料金		263,460
20220210	1,000,000		振込	カ)サイトウケンセツ	1,263,460

取り込んだ
通帳の内容が
画面表示される

最初は
不明勘定となるが
学習機能で
次回から
正しい科目が
セットされる

証憑

口座名 : ○○○○銀行・東京中央支店・普通
取引日 : 令和XX年 4月 1日
入金額 :
出金額 : 5,000
取引内容 : 水道料

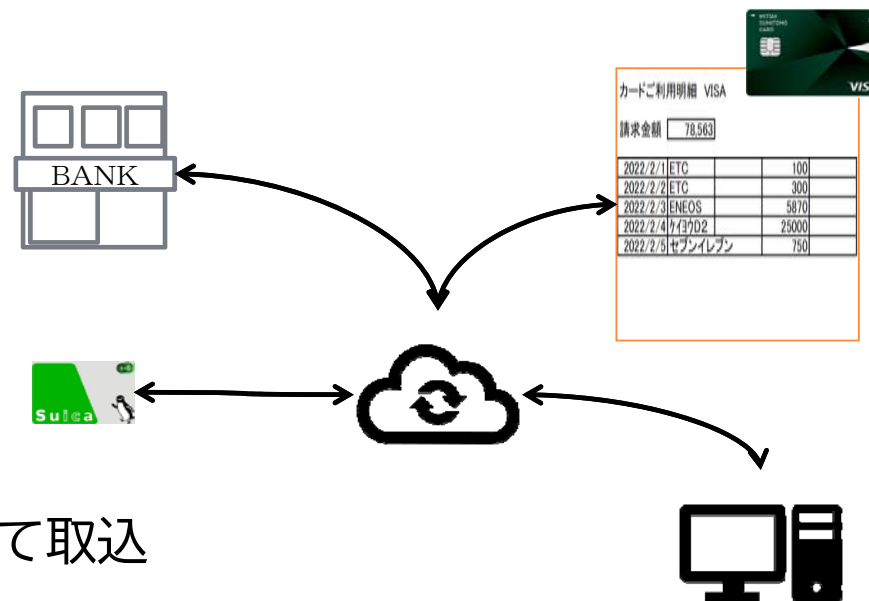
取得日 令和XX年 8月 8日

日付	伝No.	借方	貸方	金額	摘要
		997 不明勘定	110 ○○○○銀		水道料
XX/04/01	1		1 東京中央支	5,000	

4. 会計ソフトのデータ連携機能の例

会計ソフトの仕訳取込 (AI学習機能)

- ① ネットバンキングからデータ取込
- ② POSレジから売上データ取込
- ③ クレジット精算明細からデータ取込
- ④ ICカードデータ取込
- ⑤ 経費精算システムからデータ取込
- ⑥ スマホで撮影した領収書をデジタル変換して取込



会計ソフトの検索機能

- ① 保存した電子取引のデータ(PDF・EXCEL等)と帳簿の紐付けができる
- ② スキャンした書類(PDF)との紐付けができる

会計ソフトを活用すると電子帳簿保存法に対応可能になります

5. 電子帳簿保存法とは

①電子帳簿保存

帳簿、決算書等をデジタルのまま保存

②スキャナ保存

紙の書類(請求書・領収書等)をスキャナしてデータで保存

③電子取引データ保存

デジタルで受け取ったデータをデジタルのまま保存

利用したい人が
利用できる制度

令和6年1月よ
り必ず必要

違反した場合には罰則があります

①青色申告取り消し

②追徴課税(重加算税にさらに10%追加)

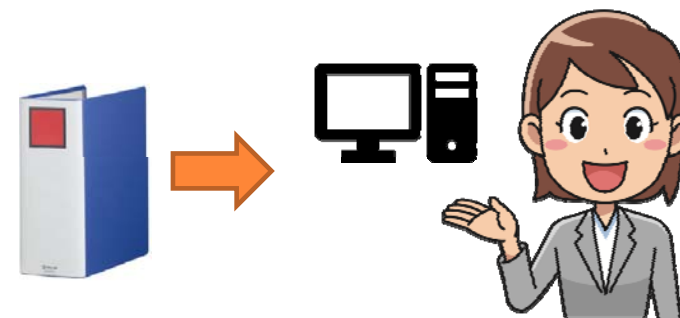
詳しくはコチラ

国税庁 電子帳簿保存法



6. 電子取引データ保存は意外と簡単！

紙のファイルに綴じていたものを
パソコンやクラウド上に保管するだけ！



STEP1

STEP2

STEP3

STEP4

データ保管のルール決め

ルールどおりに運用する

ファイル名に
規則性を
持たせる

- ①日付
- ②取引先名
- ③金額

格納・保存す
るフォルダの
名称を決める

- ①年、月
- ②売上、仕入、経費
- ③取引先名

事務処理規程
の作成

- ①対象書類
- ②保存時期
- ③担当者
- ④訂正履歴

規定に従って
管理・運用

※国税庁のHPに事務処理規定の見本があります

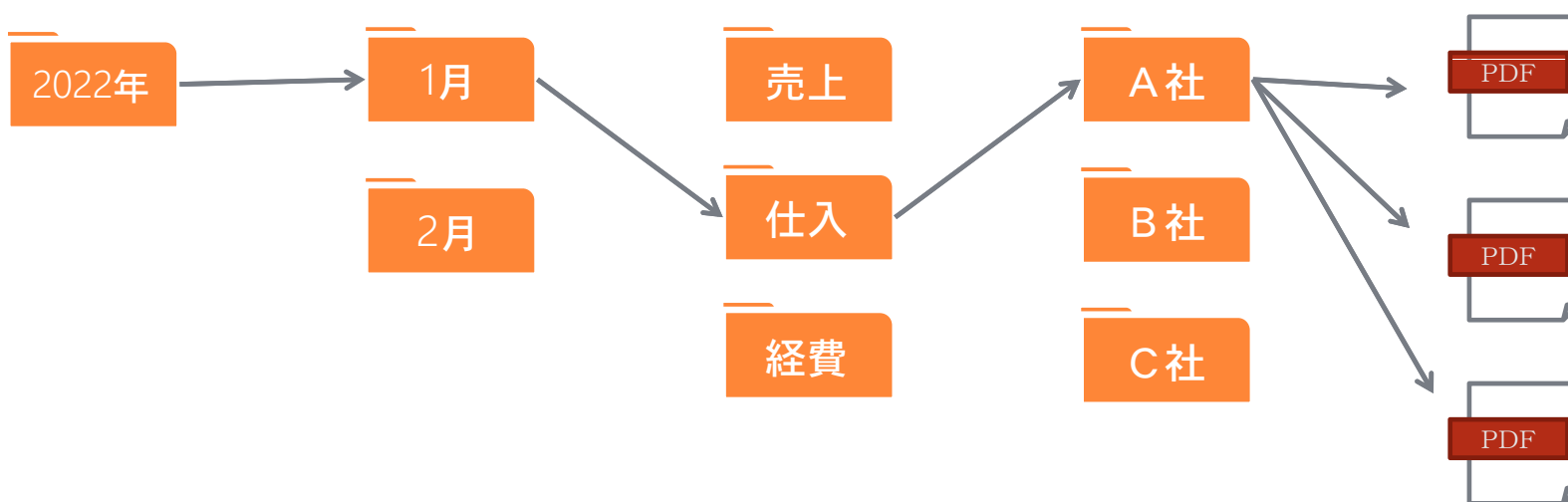
7. ファイル保存のルール付け

①ファイル名の例

例) 2022年1月31日に株式会社A建設から受領した550,000円の請求書
→ファイル名『20220131-(株)A建設-550000.PDF』

②フォルダの作成

例) 年→月→分類(売上・仕入・経費)→取引先名(A社、B社、C社)



8. デジタル化によるメリット

売上UP

- 見積書のやりとりが瞬時に完了するので意思決定が早い
- デジタルで作成した見積書は手直しが簡単
- 今まで100件/月の見積もりが200件可能に !?

業務時間

- クラウドにデータがあればどこでも書類を確認できる
- データ検索機能で目的の書類を素早く確認できる
- 書類整理やデータ入力業務時間を売上アップのために時間を使うことができる
- データ取込で試算表が月初にできる

コスト

- ペーパーレスによるコスト削減
- 経理など間接部門の人件費削減
- リモートワークによる交通費削減

9. まとめ

- デジタル化、ペーパーレス化はコスト削減、環境保護という視点から見るのではなくDX(デジタルトランスフォーメーション)の意味に込められた「新たな企業価値の創造」により売上アップ、業績アップ、事業拡大、事業継続の足がかりとするという視点でこれからの時代、積極的に取り組むべきこととしてとらえてください。
- 結果として環境保護やコスト削減へとつながっているということです。

